

瀬戸内市立邑久小学校 いじめ防止基本方針

令和3年度 改訂版

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの内容を考察すると、高学年になるにつれて交友関係の問題が複雑化し、発見しにくい状況となっている。いじめの発生は、1学期～2学期にかけてが多く、SNS関連や通信ゲームを含めた友人関係のもつれを起因とするトラブルが原因となっていることも多い。現在、生徒指導部を中心に、いじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、校内体制を整備し、学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。いじめはいつでも誰にでも起こりうるという危機感をもって、早期発見、適切な対処への教職員の備えを徹底していきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導担当以外にも全教職員が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童の実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者への啓発を行い、いじめ防止への児童の意識向上を図る。
 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめの早期発見のために年に複数回アンケートを実施し、教育相談で実態把握を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
 <重点となる取組>
 ・いじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
 ・児童会が実施する取組を支援することにより、いじめの問題を自分たちの問題として捉え、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校だより等を活用して、学校のいじめ問題への取組について説明することで保護者の理解を得るとともに、学級懇談の場等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校評議員や地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題や、携帯・スマホの正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- ・学校だよりに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、いじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・生徒指導部会は月1回開催
- ・定例会は年3回開催(学期ごと)、臨時会は随時開催

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・職員会議等で周知、緊急時は即伝達・指示

<構成メンバー>

- ・校外(要請・臨時) スクールカウンセラー、PTA会長・執行部 等
- ・校内(定例・臨時) 校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、学年主任、養護教諭 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・市、県教育委員会 福祉関係 人権擁護委員会

<連携の内容>

- ・保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣
- <学校側の窓口> 教頭

<連携機関名>

- ・瀬戸内警察署
- <連携の内容> 非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- <学校側の窓口> 生徒指導担当

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

(教員研修)
 ・教職員の指導力向上のための研修として、講師を招聘し、児童の携帯電話やネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。
 ・外部から人を招く研修だけでなく、校内でしっかりと情報共有するための研究を充実させる。
 (児童会活動)
 ・児童会主催による仲間との絆づくりにつながる取組を企画することで、いじめの防止の意識を高める取組を進める。
 例:いじめ防止宣言で自分たちの考えを表明する、なかよし週間の実施(居場所づくり)
 ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感や自己有用感や充実感を育むことにより、互いに認め合う温かい人間関係を確立する。
 (情報モラル教育)
 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。
 (学級での指導)
 ・道徳教育・人権教育の充実を図る。
 ・学力保障と一人一人を大切にす学級集団作りに取り組む。

② 早期発見

(実態把握)
 ・児童の実態把握のアンケート後に教育相談を年間2回実施することで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
 (相談体制の確立)
 ・SCの助言を得ながら、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
 (情報共有)
 ・児童の気になる変化や行為があった場合、随時ケース会等を開き、教職員間で情報共有できる体制をつくる。
 (家庭への啓発)
 ・積極的ないじめの認知につなげるため、家庭でも児童の様子をよく観察していただくよう啓発を行う。

③ いじめへの対処

(いじめの有無の確認)
 ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
 (いじめへの組織的対応の検討)
 ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
 (いじめられた児童への支援)
 ・いじめの疑いがある場合、あるいは、いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
 (いじめた児童への指導)
 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。